

2008年12月24日  
荒川区西日暮里6-62-1  
東京商工団体連合会  
会長 西村富佐多  
横浜市神奈川区二ッ谷町1-11  
神奈川県商工団体連合会  
会長 鎌田 保  
山梨県甲府市上今井町1414-2  
山梨県商工団体連合会  
会長 兩宮富美雄  
千葉市稲毛区宮野木町1849-59  
千葉県商工団体連合会  
会長 星野吉次

【要望趣旨】

貴職におかれましては益々ご清栄のことと存じます。

さて、日本経済はかつてない深刻な状況にあります。原油・資材・穀物の高騰に続く金融危機は实体经济に波及し、中小業者全体が先行きの見えない景気に苦しんでいます。

とりわけ、景気悪化に加えて、小泉内閣以来の増税と社会保障での負担増が商売とくらしを追いつめてきています。

私たち中小業者は日本経済の成長を支える存在として、また地域社会の重要な担い手として、国民生活の向上に寄与してきました。中小業者の倒産・廃業は、地域の経済と雇用に大きな打撃を与えるだけでなく、地域社会の安心と安全にもはかり知れない影響を及ぼすことになります。

政府も、これまでの外需依存経済から内需重視を言い出しましたが、そのためにも雇用を守り、家計の所得を増やし、中小業者支援で経済の再生をはかることが何より重要となっています。

年の瀬を迎え、金融機関による「貸し渋り・貸しはがし」が問題になるなか、一人ひとりの中小業者にとっては税金の申告と調査、徴収のあり方も死活の問題となっています。

こうしたなか、e-TAXの推進強化や来年7月からの税務署の内部事務一元化により、これまで以上に「調査と徴収の強化」が進み、納税者の権利侵害が広がるのではないかと懸念の声が強まっています。

そこで、以下の事項につきまして、実現されますよう要望いたします。

【要望事項】

1. 日本国憲法、税法、行政手続法、「税務運営方針」を厳守した税務行政をおこなうこと。
1. 税務調査にあたっては、文書などで事前通知を必ずおこない、具体的な調査理由を明らかにすること。
1. 納税者の権利を尊重し、e-TAXの強引な推進はやめること。
1. 内部事務の一元化により、納税者の営業やくらしを脅かし、個人情報漏れなどの権利侵害を起こさないようにすること。
1. 調査において、立会い拒否はおこなわないこと。
1. 納税者の承諾のない反面調査はおこなわないこと。
1. 調査にあたっては除斥期間を厳守し、三年分以上の調査をおこなう場合はその理由を明らかにすること。
1. 重加算税については、「課税する理由」を明らかにし、本人に弁明の機会を与えること。
1. 修正申告書の強要はおこなわないこと。  
修正申告が必要な場合は、本人に、その理由を明らかにすること。
1. 調査の終了にあたっては、その結果を本人に通知し、明らかにすること。
1. 納税者の営業とくらしを侵害する滞納処分はおこなわないこと。  
納税緩和措置を適切に実施できるよう、憲法、税法、行政文書を調査担当署員をはじめ、すべての署員に徹底すること。また、納税者に納税緩和措置を周知徹底すること。  
\*憲法の保障する「生存権」「財産権」を侵害する差し押さえはおこなわないこと。  
\*納税の猶予申請については、すみやかに受理するとともに、適切に猶予を認めること。  
分納相談があった場合、必ず「猶予申請の権利」を知らせ、積極的に適用すること。  
\*納税の猶予については、「経済環境の急激な悪化も適用条件に該当する」（佐々木豊成国税庁次長）との「国会答弁」をすべての署員に徹底するとともに、積極的に活用すること。  
\*憲法の「生存権」にもとづき「滞納処分の停止」をおこなうこと。
1. 税務行政に対する納税者の申し立てる苦情や不満は積極的に解決に努めるとともに、申し立て者が要望する場合は文書で回答すること。